6　Summary

⑴　Contracting entity : Tomohisa Mase, Executive Vice President, JAPAN POST BANK Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 74

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Armored car services

⑷　Fulfillment period : From 1 October 2011 through 30 September 2012

⑸　Fulfillment place : To be specified later

⑹　Time limit of tender : 10 : 00 AM 30 May 2011

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

⑻　Contact point for the notice : Yoshikazu Nomura, General Administration Dept., Corporate Service Unit, JAPAN POST BANK Co., Ltd., 4―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―0013 Japan. TEL 03―3504―4620

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月26日

支出負担行為担当官

関東農政局長　宮本　敏久

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　両総農業水利事業　第１揚水機場特別高圧受変電設備建設工事

⑶　工事場所　千葉県香取市佐原地内

⑷　工事内容　特別高圧受変電設備製作・据付　１式

⑸　工期　平成26年２月10日まで（予定）

⑹　使用する主要な資機材　キュービクル形ガス絶縁開閉装置　油圧変圧器　3,500ＫＶＡ　２台　三相誘導電動機　850㎾　２台

⑺　本工事は、入札時に技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（標準Ａ型総合評価落札方式）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式である。

⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、関東農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について（平成18年７月24日付け関東農政局整備部長名）に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑿　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を申請書に添えて提出するものとし、承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　関東農政局における「電気工事」において平成23・24年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　施工実績

①　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、特別高圧受変電設備を自ら製作・据付した工事とし、工事規模が変圧器容量2,000ＫＶＡ以上のものとする。

③　自ら製作・据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品、ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。

⑹　入札説明書に示す内容に対するＶＥ提案についての技術的所見が適正であること。ＶＥ提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。なお、ＶＥ提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がない場合は、競争参加資格を認めない。

⑺　入札説明書に示す技術課題に対する提案（以下「技術提案」という。）を提出し、その内容が適正であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。なお、当該経験は各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現地据付時で別の技術者を配置して差し支えないものとする。また、配置予定技術者の専任制については、

ア　工場製作については、専任制を義務付けない。

イ　現場据付については、専任制を義務付ける。

ウ　工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として対応すること。

ただし、常駐する必要はない。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「建設」又は「電気電子」とするものに限る）。

イ　建設業法第15条第２号で定めている者のうち１級電気施工管理技士以外のものとする。

②　平成８年４月１日以降に、上記２の⑸②に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑼　設計の体制及び実績　発電設備の設計に関する部門が社内に存在すること。

⑽　保守サービス体制　工事完成・引渡し後においても、発電設備の保守管理等について速やかな対応ができる体制が会社組織（同系列のサービス組織を含む）に整備され、千葉県内を保守サービスの範囲としている支店・営業所等が関東農政局管内に確立していること。

⑾　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年10月26日付け19関総第558号（会））に基づく指名停止を受けていないこと。